

「生活のきまり」（令和7年度）

■登下校

- 定められた通学路を通り、制服で登下校する。
ただし、夏服時の部活動後は体育着（＝半袖、短パン又はハーフパンツ）で下校してもよい。
- 登下校中は、寄り道や買い物等をしない。
- 生徒は通用門から、出入りする。（正門入り口付近の、駐車場スペースは通らない。）
ケガ等で、送迎で登校した場合は、東側から周り、昇降口に入る。※車との接触を避けるため。
- 自転車、電車等を利用する生徒は、担当の先生を通じて願い出、校長の許可を受ける。
自転車通学者は、カバンを荷台にしっかりくくりつけ、**ヘルメットを着用する。**
- 自転車通学者の使用する自転車については、別に定める。
- 休日、祝日、放課後等に登校する場合の服装は、特別の指示のないかぎり正規の服装とする。
許可を得ていない者の自転車使用は禁止する。
- 雨天時における自転車通学者のカップの下の服装は、ジャージ・体育着でもよい。
- 雨天時における下校の服装は、ジャージ・体育着でもよい。（放送を入れる）
※生徒登校 7：30～8：20 出席確認 8：25

■校内生活

- 服装・身だしなみについて
 - 冬季、夏季の男子・女子制服（スカートまたはスラックス）、上履き、ジャージ・体育着、かばん、補助バッグは本校指定のものとする。
 - ただし、衣替えの前後1ヶ月は移行期間とする。（夏服、冬服どちらでもよい）
 - 靴はひも付きの、運動に適する靴とする。色は白（靴底も含む）。
 - 雨天降雪時には雨靴をはいてもよい。
 【「運動に適する靴」とは】 ※スニーカーは、運動に適する靴ではない。

- 学校生活(朝の会～帰りの会)の服装は、原則として制服とする。

(部活動の服装になるのは、帰りの会終了後から)

	男子	女子
冬季 10月～5月	本校指定の標準型学生服 ベルトの色は黒で装飾的でないもの (一穴一列)	本校指定の制服 10月より4月末まではストッキング(色は黒 または紺)の着用を認める。
<p>男子はワイシャツの下に体育着、女子は制服の下に体育着を着用することを原則とする。</p> <p>ただし、入学式・卒業式・文化合唱祭の時は、体育着は着用しない。</p>		
夏季 6月～9月	上衣を本校校章入りのワイシャツとする。 (半袖・長袖ともに可)他は冬季と同様。	本校指定の夏季用制服

ただし、ジャージ・体育着のまま授業を受けてよい場合は、以下の通りとする。

- ジャージを着用した授業から放課後まで
- 担当教師から必要によって特別な指示があった場合
(1時間目の授業で着用の指示があった場合は朝会でその服装で参加)
- 第4校時終了後は、ジャージでもよい。

※夏服着用期間(移行期間は含まない)は、暑さ対策で学習効率を上げるため、半袖・短パン・ハーフパンツで授業を受けてもよい。ただし、ジャージは不可。

(3) 体育時の服装

	男子	女子
4月～10月	短パンと半袖シャツとする。	ハーフパンツと半袖シャツとする。
11月～3月	ジャージを着用してもよい。	男子と同様とする。

- 清掃時の服装はジャージ・体育着とする。(組み合わせは自由)

- 制服、ジャージ・体育着には名札をつける。靴、上履きには、かかるとに漢字で記名する。

- 「夏服着用期間」制服、体育着の下に着用する衣類は上から色が透けにくい無地のものとする。

- 靴下は白・紺・黒の無地とする。ワンポイントは可とする。

- マフラー、手袋、スクールコート、ウィンドブレーカー等の防寒用品の使用は10月より4月までとする。ウィンドブレーカーは12月から2月末まで、授業中の着用を認める。

※体育は除く。その他の教科は、担当の先生の指示に従う。

・スクールコートの型はステンカラーコート・ダッフルコート・ピーコートとし、色は黒・紺・グレーの無地とする。

・ネックウォーマーも可とする。(マフラー同様、色に関しては問わない。)

※「ひざ掛け」の使用は禁止とする。

(9)セーター・トレーナーは、紺、グレー、白、黒、茶の無地とする。ワンポイントは可とする。

※カーディガン(ボタンのあるもの)は不可

(10)髪型は中学生らしく、清潔で活動的なものとする。染色、脱色、整髪料の使用、パーマメント等の加工は**禁止**

<男子>前髪は目にかからない。また髪が耳・襟にかからない。

<女子>前髪は目にかからない。肩にふれる長さ以上になったら黒系統のゴムで結わせるか、三つ編みにする。

※ 髪の毛の一部だけ短くしたり、長くしたりしない。

【まゆ毛・まつげ】

・加工しない。

2 その他

(1)学校生活に必要なもの以外は持ってこない。

(2)カバン・補助バッグ等にキーホルダー等のアクセサリをつけない。

熊鈴、ホイッスルは、白バッグにつける。

カバンは、背負うか、「斜めがけ」で背負う。

※落書きは禁止

(3)制汗用品・クリーム等やマスクの使用について。

○制汗用品の使用については、シートタイプ(無香性)のみとする。

※スプレータイプや液体タイプは禁止

○リップクリーム、ハンドクリーム、日焼け止めクリームの使用については、無色・無香性のものとする。

(4)危険防止のため、清掃時及び許可、指示があった場合以外はベランダを使用しない。

(5)無断で校外へ出ない。必要な場合は先生の許可を得る。

(6)欠席、早退、遅刻、忌引き等の場合は、保護者が事前に担任または学校に連絡をする。

■校外生活

1 友人宅等への外泊はしない。

2 生徒が企画、実施する旅行等については、原則として認めない。

3 アルバイトは原則として禁止する。特別な事由がある場合は、届け出て許可を得る。

【「中学生らしく」や「色」の基準】

これからみなさんが社会人になると、服装・頭髪・行動等、厳しく要求されることがあります。中学校では、それに対応でき、社会に貢献できる人材の育成を目指しています。

例)その場に応じた服装・頭髪・行動ができる

①卒業式での服装・頭髪・厳粛な雰囲気をつくる態度や行動

②試験や面接での服装・頭髪・言葉遣い